

税務・財務相談

Q &amp; A

## 東日本大震災からの復興に向けて 新会計ルールのポイントを知ろう！ — 中小企業の会計に関する基本要領 — その2

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所  
税理士



東日本大震災後、二度目の新春号となりました。謹んで新年のご挨拶を申し上げますとともに、2013年が世界中のすべての人々にとって災害のない平和な年となることを切に祈ります。

昨年11月号では、「中小会計要領」の概要と総論を取り上げました。今月号では、各論を取り上げます。

まず、「決算書はいい加減だけど威勢はいい、でも実態は倒産寸前だった会社に商品を売ってしまい、直後にその会社は倒産し、売上代金を回収できなくなってしまった。」などという気の毒な話を耳にしたことはありませんか。経営状況もわからない会社と取引をすることには、高いリスクが伴います。

次に、もしあなたが金融機関なら、決算書はいい加減、財政状態や経営成績もさっぱりわからないような会社に融資をしたいと思いますか。きっとあなたもお断りすることでしょう。

そして、あなたが融資を断ったその会社は、資金繰り困難により倒産、その会社の取引先は売掛金回収不能という災難に見舞われることになってしまいます。

でも、会計ルールに従った適正な決算書を作成していて、財政状態や経営成績が数字という具体的なモノサシで判断できる会社であったならどうでしょう。仮に決して業績が良好とはいえない状況だったとしても、あなたは懸命にコンサルティング機能を発揮して、なんとか融資をしたいと思ったかも知れません。

「中小企業の会計に関する基本要領『各論』」では、その「モノサシ」となる、勘定科目ごとの会計処理の方法が示されるとともに、【解説】として補足がなされています。中小企業の業種・業態・規模の多様性を考慮し、共通事項と考えられる最低限の14項目に限定して指示されています。今月号では、そのうち7項目についてご紹介します。

〔質問1〕

収益、費用の会計処理のポイントを教えてください。

〔回答〕

収益と費用の会計処理は極めて重要です。一定の会計期間に「発生」した収益から費用を差し引いたものが企業利益ですから、その発生した期間に正しく対応させて処理することが必要となります。つまり、収益と費用は、現金等による回収や支払いに基づいて計上するのではなく、発生に基づいて計上するというのがポイントです。

(1) 収益は、原則として、製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時に計上します（実現主義）。

実務上、製品や商品の販売の場合には、売上高は、製品や商品を出荷した時に計上する方法が多く見られますが、各々の企業の取引の実態に応じて決定することになります。

(2) 費用は、原則として、費用の発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時に計上します（発生主義）。

(3) 収益とこれに関連する費用は、両者を対応させて期間損益を計算します（費用収益対応の原則）。

適正な利益を計算するために、一定の会計期間において計上した収益と対応させる考え方も必要となります。例えば、販売した製品や商品

の売上原価は、売上高に対応させて費用として計上することが必要になります。

(4) 収益及び費用は、原則として、総額で計上する必要があります（総額主義）。収益と費用と直接相殺してその全部又は一部を損益計算書から除去することは認められません。

例えば、賃借している建物を転貸する場合は、受取家賃と支払家賃の双方を計上することとなります。

〔質問2〕

資産、負債の会計処理のポイントを教えてください。

〔回答〕

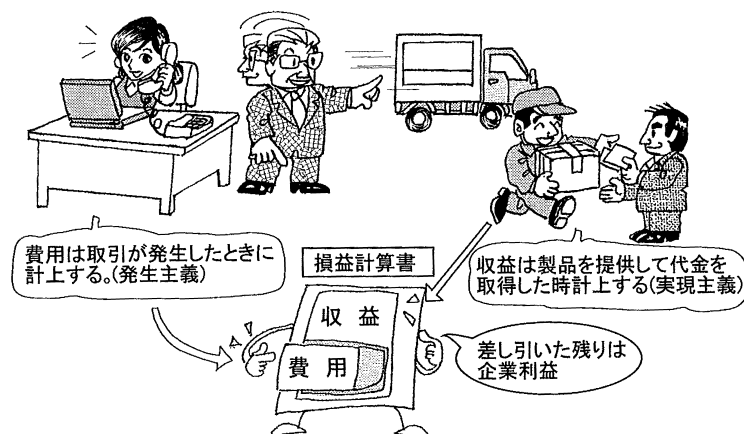
(1) 資産は、原則として、取得価額で計上します（取得原価主義）。

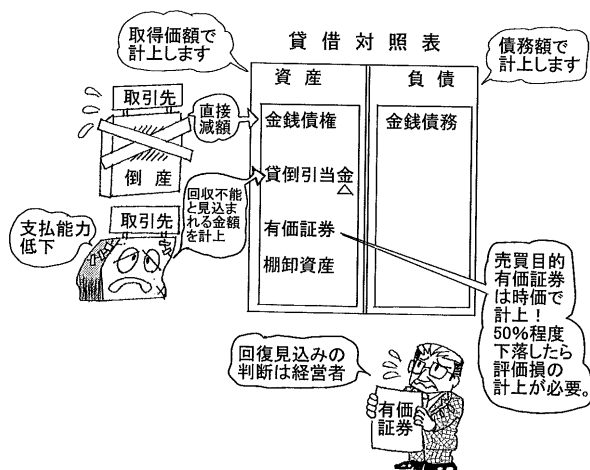
資産には、金銭債権、有価証券、棚卸資産、固定資産等が含まれますが、これらは原則として、資産を取得（または製造）のために要した金額を基礎として、貸借対照表に計上します。

例えば、購入品であれば、購入金額に付随費用を加えた金額をいいます。また、棚卸資産であれば、総平均法等により費用配分した後の金額をいいます。

取得した後の時価の変動は、原則として、会計帳簿に反映されません。

(2) 負債のうち、債務は、原則として、債務額で計上します。





負債には、金銭債務や引当金等が含まれますが、このうち債務については、債務を弁済するために将来支払うべき金額、すなわち債務額で貸借対照表に計上します。

〔質問3〕

金銭債権及び金銭債務の会計処理のポイントを教えてください。

〔回答〕

(1) 受取手形、売掛金、貸付金等の金銭債権は、原則として、取得価額で計上します。

なお、社債を額面金額未満で購入する場合には、決算において、額面金額と取得価額との差額を購入から償還までの期間で按分して受取利息として計上するとともに、貸借対照表の金額を増額させることができます。

(2) 支払手形、買掛金、借入金等の金銭債務は、原則として、債務額で計上します。

なお、社債を額面金額未満で発行する場合には、発行時に発行額で貸借対照表の負債に計上し、決算において、額面金額と発行額との差額を発行から償還までの期間で按分して支払利息として計上するとともに、貸借対照表の金額を増額させることができます。

(3) 受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は、注記します。

取得価額で計上した受取手形を取引金融機関

等で割引したり、取引先に裏書譲渡した場合は、この受取手形は貸借対照表に計上されなくなります。しかし、経営者や金融機関が企業の資金繰り状況を見る上で、受取手形の割引額や裏書譲渡額の情報は重要であるため、受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は注記することとなります。

〔質問4〕

貸倒損失や貸倒引当金の会計処理のポイントを教えてください。

〔回答〕

受取手形、売掛金、貸付金等の金銭債権については、決算時に、以下のように貸倒れの可能性について検討する必要があります。

(1) 取引先等の倒産手続き等によって、債権が法的に消滅したときには、その消滅した金額を債権の計上額から直接減額するとともに、貸倒損失として費用に計上する必要があります。

(2) 法的に債権が消滅していないものの、その債務者の資産状況や支払能力等からみて、回収不能と見込まれる債権は、その金額を債権の計上額から直接減額するとともに、貸倒損失として費用に計上する必要があります。

これには、債務者が相当期間債務超過の状態にあり、弁済することができないことが明らかである場合等が考えられます。

(3) 未だ回収不能な状況とはなっていないものの、債務者の資産状況や支払能力等からみて、回収不能のおそれがある債権については、回収不能と見込まれる金額で貸倒引当金を計上し、貸倒引当金繰入額を費用として計上します。

なお、決算期末における貸倒引当金の計算方法としては、債権全体に対して法人税法上の中小法人に認められている法定繰入率で算定することが実務上考えられます。また、過去の貸倒実績率で引当金額を見積る方法等も考えられます。

〔質問5〕

有価証券の会計処理のポイントを教えてください。

〔回答〕

- (1) 有価証券は、原則として、取得原価で計上します。
- (2) 短期間の価格変動により利益を得る目的で相当程度の反復的な購入と売却が行われる、法人税法の規定にある売買目的有価証券（売買目的の上場株式等）は、時価で計上します。
- (3) 有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等により、期末の金額（取得原価）を計算します。
- (4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上することが必要となります。

取得原価で評価した有価証券については、時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあるかないかを判断します。回復の見込みは経営者が判断することになります。

著しく下落したときは、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、該当するものと考えられます。

有価証券の時価は、上場株式のように市場価格があるものについては容易に把握できますが、非上場株式については、一般的には把握することが難しいものと考えられます。時価の把握が難しい場合には、時価が取得原価よりも著しく下落しているかどうかの判断が困難になると考えられますが、例えば、大幅な債務超過等でほとんど価値がないと判断できるものについては、評価損の計上が必要と考えられます。

〔質問6〕

棚卸資産の会計処理のポイントを教えてください。

〔回答〕

- (1) 棚卸資産は、原則として、取得原価で計上す

る。

商品、製品、半製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産は、購入金額に付随費用を加えた購入時の取得価額で計上します。

製造業の場合は、製品製造のために使用した材料費、労務費及び製造経費を積算し、取得原価を計算します。

- (2) 棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法による。

原価法とは、取得原価により期末棚卸資産を評価する方法です。

低価法とは、期末における時価が取得原価よりも下落した場合に、時価によって評価する方法です。

- (3) 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等によります。

- (4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上することが必要となります。

原価法により評価した場合であっても、時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあるかないかを判断します。回復の見込みは経営者が判断することになります。

棚卸資産の時価は、商品、製品等については、個々の商品等ごとの売価か最近の仕入金額により把握することが考えられます。

時価を把握することが難しい場合には、時価が取得原価よりも著しく下落しているかどうか

商品・製品・半製品・仕掛品・原材料の棚卸資産は、購入金額に付随費用を加えた購入時の取得価額で計上します。





の判断が困難になると考えられますが、例えば、棚卸資産が著しく陳腐化したときや、災害により著しく損傷したとき、あるいは、賞味期限切れや雨ざらし等でほとんど価値がないと判断できるものについては、評価損の計上が必要と考えられます。



〔質問7〕

経過勘定の会計処理のポイントを教えてください。

〔回答〕

経過勘定は、サービスの提供の期間とそれに対する代金の授受の時点が異なる場合に、その差異を処理する勘定科目です。損益計算書に計上される費用と収益は、現金の受払額ではなく、その発生した期間に正しく対応させる必要があるからです。なお、金額的に重要性の乏しいものについては、受け取った又は支払った期の収益又は費用として処理することも認められます。

経過勘定には、「前払費用」、「前受収益」、「未払費用」及び「未収収益」があります。その内容は表1のとおりです。

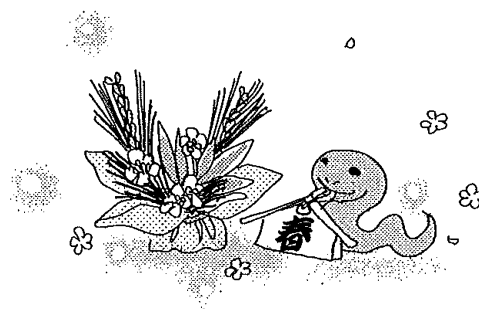
(1) 前払費用及び前受収益は、当期の損益計算から除去します。

「前払費用」と「前受収益」は、翌期以降においてサービスの提供を受けた、もしくは提供

した時点で費用又は収益となります。

(2) 未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映させます。

「未払費用」と「未収収益」は、当期において既にサービスの提供を受けた、もしくは提供したので、当期の費用又は収益となります。



<表1：経過勘定項目>

	内 容	具 体 例
前払費用	決算期末においてまだ提供を受けていないサービスに対して支払った対価	前払家賃、前払保険料、前払利息等
前受収益	決算期末においてまだ提供していないサービスに対して受け取った対価	前受家賃、前受利息等
未払費用	既に提供を受けたサービスに対して、決算期末においてまだその対価を支払っていないもの	未払家賃、未払利息、未払給料等
未収収益	既に提供したサービスに対して、決算期末においてまだその対価を受け取っていないもの	未収家賃、未収利息等

本稿で参照した資料等は、以下のサイトでご確認いただけます。  
 「中小企業の会計に関する基本要領」 [2012.2] (中小企業の会計に関する検討会)  
 (<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/about/download/0528KaikeiYouryou-1.pdf>)